

加工品における商標「かおりん」「あまりん」「べにたま」の使用に関する管理要領

埼玉県農林部長
制定 令和7年12月16日

(目的)

第1条 この要領（以下「本要領」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）が開発したいちご品種「埼園い1号（名称：かおりん）」、「埼園い3号（名称：あまりん）」及び「彩6号（名称：べにたま）」（以下「本いちご」という。）のブランド化を推進するため、本いちごを使用した加工品における別表1に掲げる登録商標（以下「本商標」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標権)

第2条 本商標に関する一切の権利は、県に属する。

(使用対象商品)

第3条 本商標の使用対象は、別表2に掲げる指定商品区分及び指定商品（以下「本商品」という。）とする。

(使用の許諾等)

第4条 次条に規定する使用条件を満たし、本商標を使用しようとする者は、あらかじめ、「埼玉県電子申請・届出サービス」（以下「電子申請システム」という。）から県へ申し出るものとする。

2 県は、前項の申出があったときは、電子申請システムから登録が完了した旨を通知し、これをもって使用の許諾とする。

(使用条件)

第5条 本商標の使用は、非独占的になされるものとする。

2 本要領に基づき本商品に関して使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、本商標を使用することができる。

3 本商標の使用条件は、以下のとおりとする。

一 本商標のうち、商標「かおりん」を使用する場合は、本商品に使用する原材料のいちご品種は、原則として「埼園い1号（名称：かおりん）」のみとする。ただし、当該品種以外のいちごを併用する商品については、当該商品を特徴づける原材料のいちごが当該品種であり、かつ、当該商品に使用する全てのいちごの品種名を明示する場合は、当該商標を使用することができる。

二 本商標のうち、商標「あまりん」を使用する場合は、本商品に使用する原材料のいちご品種は、原則として「埼園い3号（名称：あまりん）」のみとする。ただし、当該品種以外のいちごを併用する商品については、当該商品を特徴づける原材料のいちごが当該品種であり、かつ、当該商品に使用する全てのいちごの品種名を明示する場合は、

当該商標を使用することができる。

三 本商標のうち、商標「べにたま」を使用する場合は、本商品に使用する原材料のいちご品種は、原則として「彩6号（名称：べにたま）」のみとする。ただし、当該品種以外のいちごを併用する商品については、当該商品を特徴づける原材料のいちごが当該品種であり、かつ、当該商品に使用する全てのいちごの品種名を明示する場合は、当該商標を使用することができる。

四 本商品について食品等関係法令による表示義務の遵守、製造物責任における責任の明示等関係法令を遵守すること。

4 本商標は、以下の各号に該当する場合は使用することができない。

- 一 本いちごのブランドイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれがある。
- 二 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある。
- 三 特定の個人、思想、政党又は宗教を支援又は公認若しくは批判しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団員が使用し、又は使用するおそれがある。

（使用上の注意）

第6条 使用者は、本商標の使用によって、本商品について誤認又は混同を生じさせないこと。

2 本商標の表示は、本商品の品質等を県が保証するものではないため、使用者は、本商品に「埼玉県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

3 本商標の表示は、ひらがな表示及びローマ字表示に限って、使用することができる。なお、ローマ字表示については、大文字及び小文字の区別は問わない。

（許諾を受けた内容の変更または使用の取下げ）

第7条 使用者が、許諾を受けた内容を変更し、又は本商標の使用を取り下げるときは、電子申請システムから県へ申し出るものとする。

（表示方法）

第8条 本商標は、本商品を収容する容器又は包装紙等に表示することができる。

2 本商標は、本商品の販売のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材やウェブサイト等に表示することができる。

（使用料）

第9条 本商標の使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第10条 本商標の使用に関する事故又は苦情については、使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

- 2 県は、本商標の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標を使用した商品等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- 4 使用者は、本商標の使用により故意又は過失によって県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用状況の報告)

第 11 条 県は、必要に応じて本商標の使用に関する調査を行うことができ、使用者はこれに協力しなければならない。この調査において使用者が要する経費又は役務について、県は負担しない。

(情報の公開)

第 12 条 県は、本商標の使用又は管理の状況等に関する情報を公開することができる。

(使用の取消し)

第 13 条 県は、使用者が第 5 条に規定する使用条件及び第 6 条に規定する使用上の注意に違反した場合又は県が使用を取り消すことが適當と認めた場合は、使用の許諾を取り消し、当該商品の回収等の措置を使用者に求めることができる。

(使用期間)

第 14 条 本商標の使用許諾期間は、県が本商標の使用を許諾した商品の販売が存続する間又は県が商標権を保持する期間とする。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 使用者の個人情報は、本要領の目的及び実施の範囲で使用し、使用者の同意が無い限り、第三者には提供しないものとする。

(要領の変更)

第 16 条 本要領は、県が必要と認めた場合において、予告なくその全部又は一部を変更することがある。

(その他)

第 17 条 本要領に定めるもののほか、必要な事項については県が別に定める。

附 則

本要領は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

(別表1) (第1条関係)

対象とする県が登録した商標

| 商標名 | 商標の登録番号 | 登録年月日 |
|------|-----------|-----------|
| かおりん | 第6929773号 | 令和7年5月20日 |
| あまりん | 第6918228号 | 令和7年4月11日 |
| べにたま | 第6923715号 | 令和7年4月28日 |

(別表2) (第3条関係)

各商標の指定商品区分及び指定商品について

(1) 「かおりん」(商標) の指定商品区分及び指定商品について

| 指定商品区分 | 指定商品 |
|--------|--------------------------|
| 第29類 | 乳製品 |
| | 冷凍果実 |
| | 加工野菜及び加工果実 |
| | カレー・シチューまたはスープのもと及び即席カレー |
| 第30類 | 茶 |
| | 菓子 |
| | パン |
| | 穀物の加工品 |
| | 調味料 |
| | サンドイッチ |
| | 即席菓子のもと |
| | アイスクリーム |
| | シャーベット |
| | アイスクリームのもと |
| 第32類 | シャーベットのもと |
| | 清涼飲料 |
| | 果実飲料 |
| | 乳性飲料 |
| 第33類 | 飲料用野菜ジュース |
| | 日本酒 |

(2) 「あまりん」(商標) の指定商品区分及び指定商品について

| 指定商品区分 | 指定商品 |
|--------|--------------------------|
| 第 29 類 | 乳製品 |
| | 冷凍果実 |
| | 加工野菜及び加工果実 |
| | カレー・シチューまたはスープのもと及び即席カレー |
| 第 30 類 | 茶 |
| | 菓子 |
| | パン |
| | 穀物の加工品 |
| | 調味料 |
| | サンドイッチ |
| | 即席菓子のもと |
| | アイスクリーム |
| | シャーベット |
| | アイスクリームのもと |
| 第 32 類 | シャーベットのもと |
| | ビール |
| | 清涼飲料 |
| | 果実飲料 |
| | 乳性飲料 |
| 第 33 類 | 飲料用野菜ジュース |
| | 日本酒 |
| | 洋酒 |
| | 果実酒 |
| | 酎ハイ |

(3) 「べにたま」(商標) の指定商品区分及び指定商品について

| 指定商品区分 | 指定商品 |
|--------|--------------------------|
| 第 29 類 | 乳製品 |
| | 冷凍果実 |
| | 加工野菜及び加工果実 |
| | カレー・シチューまたはスープのもと及び即席カレー |
| 第 30 類 | 茶 |
| | 菓子 |
| | パン |
| | 穀物の加工品 |
| | 調味料 |
| | サンドイッチ |
| | 即席菓子のもと |
| | アイスクリーム |
| | シャーベット |
| | アイスクリームのもと |
| 第 32 類 | シャーベットのもと |
| | ビール |
| | 清涼飲料 |
| | 果実飲料 |
| | 乳性飲料 |
| 第 33 類 | 飲料用野菜ジュース |
| | 日本酒 |
| | 洋酒 |
| | 果実酒 |
| | 酎ハイ |